

枚方市グループホーム新規開設等整備補助金交付要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日枚方市要綱第 31 号
最終改正 平成 30 年 3 月 30 日枚方市要綱第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市グループホーム新規開設等整備補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内においてグループホームを新規に開設し、又はグループホームの定員を増加するための増設を行う事業者に対して補助金を交付することにより、障害者の地域移行を促進し、もって障害者の福祉の増進に寄与することとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第 5 条第17項に規定する共同生活援助を行う住居をいう。

(補助金の交付の対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、法第36条第 1 項の規定により共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者又は受けている者とする。ただし、同様の趣旨の金銭の交付を受けている者を除く。

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の対象となる事業は、市内にグループホームを新規に開設し、又はグループホームの定員を増加するための増設をする事業とする。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、1 のグループホームにつき、新規開設にあつては1,200,000円、増設にあつては当該増設により増加する定員 1 名につき300,000円を限度とし、次に掲げる経費のうち市長が認めるものの額の合計額とする。

- (1) グループホームの用に供する物件の買上げ又は借上げに要する初期経費（敷金等退去時に返還される費用を除く。）
- (2) バリアフリー化等改修に要する経費
- (3) 消防設備の購入及び設置に要する経費
- (4) 初度調弁費（入居者の生活に必要な共用電化製品等に係るものに限る。）

(事前協議)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の対象となる事業に要する経費を記載した所定の事前協議書を市長が別に定める日までに提出し、当該事業の内容について市長と事前に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 枚方市グループホーム・ケアホーム新規開設整備補助金交付要綱（平成25年枚方市要綱第32号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前に旧要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 [平成28年3月31日枚方市要綱第32号]

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年3月31日枚方市要綱第32号]

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。